訓練実施機関の皆様へ

令和５年７月１日より
認定職業訓練実施奨励金の取扱いが一部変更されました

①原本の提出を求めていた様式は、写しを提出していただくこととなりました。
②一定の条件を満たした場合、就職状況報告書を回収できなかった者も付加奨励金の就職者に加えることができるようになりました。

①写しの提出

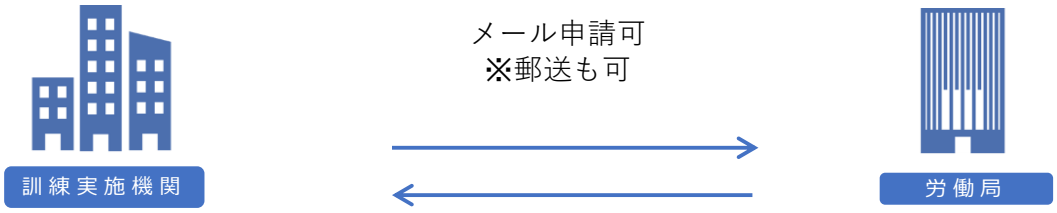

認定職業訓練実施奨励金について、原本の提出を求めていた様式（※）について写しとする扱いに変更されました。原本は訓練実施機関での保管となります。これに伴い電子メールによる申請が可能となりました。メールによる方法を希望する場合は労働局へお問い合わせください。

※受講者出欠報告書（様式A-32）、職場見学等実施報告書総括表（様式A-52）、企業実習実施報告書総括表（様式A-55） など

②付加奨励金

就職状況報告書（様式A-14）が回収困難となった経緯が分かる個別報告書（様式は任意）を添付すれば、受講者から公共職業安定所に提出された就職状況報告書（様式C-9）や雇用保険データ等に基づき適用就職等を確認して、付加奨励金の雇用保険適用就職率の就職者に含めることができる場合があります（就職状況報告書（様式A-14）の回収率が80％を超える場合に限ります）。
なお、確認結果は個人情報のため個別にご回答できません

詳しくは、神奈川労働局職業安定部 訓練課 へお問い合わせください。
TEL 045-277-8802

厚生労働省｜神奈川労働局｜訓練課

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハロートレーニング
急がば学べ

求職者支援訓練